

第3回太子町農業委員会総会議事録

令和6年3月

太子町農業委員会

議 事 録

開催日時 令和6年3月21日(木)午後6時00分

開催場所 太子町役場行政棟3階ホール

出席委員 農業委員(14名)

- 1番委員 赤松 光男
- 2番委員 前田 俊春
- 3番委員 新 多恵
- 4番委員 大西 正美
- 5番委員 山田 幸雄
- 6番委員 森川 徹夫
- 7番委員 塚本 芳文
- 8番委員 朝生 憲敏
- 9番委員 倉橋 輝明
- 10番委員 塚原 栄一
- 11番委員 檜皮 由美
- 12番委員 長谷川 秀人
- 13番委員 松本 雅邦
- 14番委員 廣岡 正義

農地利用最適化推進委員(7名)

- 北川 智一
- 首藤 俊彦
- 八木 正実
- 佐々木 茂美
- 菅原 清隆
- 玉田 隆良
- 森川 明久

農業委員会事務局職員

- 事務局長 三木 隆史
- 事務局員 栗岡 秀成
- 事務局員 横田 大輔
- 事務局員 坂 和歌子

事務局 定刻になりましたので、第3回太子町農業委員会定例総会を開始します。

議長 本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、農業委員14名、推進委員7名です。太子町農業委員会会議規則第6条に定められている定足数に達しておりますので、会議は成立していることを宣言します。それでは、これより第3回農業委員会総会を開会します。

議長 議事録署名委員については太子町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、6番森川徹夫委員及び7番塚本芳文委員を指名します。

議長 今月の報告事項は4件となります。報告内容につきましては、今月開催しました各地区別農業委員会にて事務局より説明を受けておりますので、本日は割愛します。

議長 それでは審議事項に入ります。本日の審議案件は、5条申請1件、納税猶予適格者証明願が1件となります。

議長 まず、5条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：26、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法5条申請（使用貸借権設定）、農地の所在：太子町吉福■■■■■■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：500㎡、借人：■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、貸人：■■■■■■■■■■、転用目的：住宅用敷地となっています。

申請地は圃場整備区域内に申請者が分家住宅を建てるために設定された非農用地であり、事業計画どおりの土地利用のための転用許可申請となっています。また、分家住宅建築のため都市計画法に基づく許可手続中であることを確認しています。事務局からの説明は以上となります。

議長 担当委員は説明をお願いします。

塚原委員 申請地は石海保育所から西南約180mに位置し、圃場整備区域内で非農用地として予め計画されていた土地であり、岩見構下の圃場整備事業については、今年1月には権利が確定し、登記等が全て完了したところです。

借人の■■■■■■■■■■さん、■■■■■■■■■■さんのうち■■■■■■■■■■さんは、貸人の■■■■■■■■■■さんの孫にあたり、現在は立岡にアパートを借りて住んでおられますが、申請地に分家住宅を建て、そこに帰ってくる予定です。

また、近隣の営農環境にも影響なく、地元自治会や水利代表の同意も得てお

り、他法令による手続きも問題ないと思われますので、本案件について、宜しくご審議お願いします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、兵庫県に進達することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、兵庫県に進達すると決定します。
続きまして、納税猶予適格者証明願について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：27、区域区分：市街化区域、申請内容：納税猶予適格者証明願、農地の所在：太子町矢田部■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：18 m²、太子町矢田部■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：6.54 m²、太子町矢田部■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：1,057 m²、太子町矢田部■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：1,064 m²、願出人：■■■■■となっています。

願出人は、今後 20 年間は営農をしていくことを条件に、相続する市街化区域農地に係る相続税の納税猶予を受ける意志があり、また、現地調査により、納税猶予を受けるに値する耕作をしていることを確認しています。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

山田委員 願出人■■■■■さんは被相続人■■■■■さんの長男で年齢は 40 歳になります。現在、養父市にお住まいです。願出人の父■■■■■さんが令和 5 年 6 月に亡くなられ、所有していた市街化区域内の農地 2145.54 m²を願出人■■■■■さんが相続予定で、納税猶予適格者証明願の提出を受けています。これまで、願出人の父■■■■■さんが所有されていた 2145.54 m²の農地については、長年、■■■■■さんと■■■■■さんと■■■■■さんの母が耕作しておられたようで、相続税の納税猶予を受ける予定の農地については、引き続き農業経営していくとのことです。現在、■■■■■さんは養父市にお住まいですが、相続完了後、勝原区大谷の実家に戻って来られるとのことです。なお、相続予定の農地については全て適正に耕作されています。

以上のことから、納税猶予適格者であると証明することについて特に問題はないと思われますので、よろしくご審議お願いします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、証明することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、証明すると決定します。
以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。
以上をもちまして、第3回太子町農業委員会総会を閉会します。

太子町農業委員会会議規則第13条2の規定により署名する。

太子町農業委員会

議長
(会長)

前田俊春

議事録署名委員
(6番森川徹夫委員)

森川徹夫

議事録署名委員
(7番塚本芳文委員)

塚本芳文